

別表3 (小名浜港)

1 注意喚起 (情報提供)

小名浜港長は、海難防止、災害防止等のため現状の情報提供及び今後の情報収集を関係者に促す必要があると判断した場合には、気象情報等安全情報を発出することとする。

2 警戒勧告 (第1体制) 及び避難勧告 (第2体制)

小名浜港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により小名浜港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、小名浜港内又は港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために、原則として、次のとおり警戒勧告 (第1体制) (以下「警戒勧告」という。) 及び避難勧告 (第2体制) (以下「避難勧告」という。) を発出することとする。

津波に対する警戒勧告及び避難勧告の【取るべき措置】は、船舶の乗組員、工事作業現場での人命確保を第一とし、「資機材等の流出防止」、「係留強化」、「陸揚げ固縛」、「港外待避」等については、津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外待避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) がある場合に実施すること。

なお、船舶の乗組員、荷役作業員等について、陸上避難場所が遠く、津波が来襲するまでの時間的な余裕がない場合等は、陸上避難よりも船内待避した方が安全な場合があり得ることを考慮すること。

(1) 警戒勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
<p>① 台風・低気圧</p> <p>ア 次の場合に発出する。</p> <p>(1) 小名浜港が台風の強風域 (風速 15 メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。</p> <p>(2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方气象台から、浜通り南部に暴風警報若しくは波浪警報が発表される可能性がある場合又は発表された場合。</p> <p>イ できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。</p>	<p>(1) 在泊船は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</p> <p>(2) 小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。</p> <p>(3) 小型漁船、作業船及び台船は、流出防止等十分な安全対策を講じること。</p> <p>(4) 気象情報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。</p> <p>(5) 係留中の小型船の流出・転覆が多数発生しているため、防止対策について関係者への情報伝達を徹底すること。</p> <p>(6) 港内及び沖合に錨泊中の船舶に対し、走錨防止対策の徹底を周知すること。</p> <p>(7) 気象・海象の変化を前広に予測し、時機を失することなく、海難防止のための適切な措置を講じること。</p>
<p>② 津波</p> <p>津波注意報が発表された場合に発出する。</p>	<p>(1) 港内における荷役及び給油並びに港則法第 31 条及び第 32 条に係る工事、作業、行事は中止すること。</p> <p>(2) 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、資機材等の流出防止措置を講じること。</p>

	<p>と。</p> <p>(3) 入港船舶は、入港を見合わせることを。</p> <p>(4) 津波の来襲に備えて、直ちに避難できるように準備するとともに在泊船及び関係者は、次の対応をとること。</p> <p>i) 【危険物積載船舶】 荷役・作業中止 係留強化又は港外退避</p> <p>ii) 【一般船舶（荷役・作業船、漁船を含む。）】 荷役中止 係留強化又は港外退避</p> <p>iii) 【小型船（プレジャーボート、小型漁船）】 陸揚げ固縛 港外退避</p> <p>iv) 【錨泊船、浮標係留船】 情報注意 場合によっては港外退避、機関使用 ※上記は標準的なものであり、関係者はそれぞれ、各船の特性や係留施設、船揚場の状況等に応じて対応策を検討しておくこと。</p> <p>(5) 港外退避については出港準備が整った船舶から順次行うことを原則とするが、2次災害防止に留意し、旅客船、危険物積載船、水先人を必要とする大型船舶が出港する場合には、これらの船舶を優先すること。</p> <p>(6) 津波注意報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。</p> <p>(7) 発災時においては、NTT回線等の通信障害が予想されることから、一斉同報による送信が未着の場合であっても、津波注意報が発表された場合は、勧告が発出されたものとして、自主的に行動すること。</p>
<p>③ その他 海難の発生その他具体的危険を伴う事由により港長が危険を防止するための措置を講じる必要があると認める事象が発生した場合に発出する。</p>	<p>危険防止のための適宜の措置</p>

<備考>

- (1) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (2) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (3) 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- (4) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (5) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(2) 避難勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
<p>① 台風・低気圧</p> <p>ア 次の各号の場合に発出する。</p> <p>(1) 小名浜港が台風の暴風域（風速 25メートル/秒以上）にかかることが予想される場合。</p> <p>(2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方气象台から、浜通り南部に以下の何れかに該当する情報を含む警報が発表される可能性が高い場合又は発表された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 海上において予想される最大風速が 20メートル/秒以上（ただし、風向が北東～南東～南西方向の場合。）。 ii) 陸上において予想される最大風速が 18メートル/秒以上（ただし、風向が上記 i) のただし書に定める場合を除く。）。 iii) 海上において予想される波の高さが 6メートル以上（ただし、波向が北東～南東～南西方向の場合。）。 <p>(3) 台風又は発達した低気圧による長周期波の港内浸入で在港船舶を避難させる必要があると認められる</p>	<p>(1) 小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を完了すること。</p> <p>(2) DWT 5,000 トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。</p> <p>(3) DWT 5,000 トン以上の港外錨泊中の船舶は、機を逸することなく抜錨し、安全な港湾・泊地等へ避難又は安全な海域にて漂泊避難すること。</p> <p>(4) DWT 5,000 トン未満の船舶は、港内での錨泊又は十分な安全対策を講じること。</p> <p>(5) 港内錨泊船は、次の事項を厳守するとともに、必要に応じ抜錨し、安全な海域にて漂泊避難すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 国際VHF無線（16チャンネル）を常時聴取すること。 ii) 24時間体制の守錨当直及び機関スタンバイとすること。 iii) 夜間における代理店との連絡手段を確保すること。 <p>(6) 小名浜港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、安全な港湾・泊地等へ避難又は安全な海域にて漂泊避難するよう調整を図ること。</p>

<p>場合。</p> <p>イ 次の各号の場合にできる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。</p> <p>(1) 避難勧告発出時期は、原則として、上記アの発出基準に達する12時間以上前とするが、これにより夜間（概ね17：00以降）に発出することとなる場合は16：00頃までに発出する。</p> <p>(2) 避難勧告発出時期は、荷役手仕舞い等の出港準備及び安全な港湾・海域への移動時間等を考慮し、十分に余裕のある時期に発出することとしたものであり、避難勧告発出時をもって即避難開始との趣旨ではない。</p> <p>(3) 気象資料は福島地方気象台発表による注意報・警報、府県気象情報及び気象庁HPに公開されている沿岸波浪24時間予想のほか、福島地方気象台予報官から電話入手した情報も活用する（ただし、未発表情報については警戒勧告及び避難勧告文書には記載しない。）。</p>	
<p>② 津波</p> <p>津波警報が発表された場合に発出する。</p>	<p>(1) 港内における荷役及び給油並びに港則法第31条及び第32条に係る工事、作業、行事は中止すること。</p> <p>(2) 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を講じ、速やかに安全な場所へ避難すること。</p> <p>(3) 入港船舶は、入港を見合わせること。</p> <p>(4) 津波警報に伴い在泊船及び関係者は、次の対応をとること。</p> <p>○ 津波来襲までの時間的余裕無し</p> <p>i) 【危険物積載船舶】</p> <p>荷役・作業中止</p> <p>陸上避難</p>

- 津波（1～2 m）程度の場合は係留強化
- ii) 【一般船舶（荷役・作業船、漁船を含む。）】
荷役中止
陸上避難
津波（1～2 m）程度の場合は係留強化
- iii) 【小型船（プレジャーボート、小型漁船）】
陸上避難
- iv) 【錨泊船、浮標係留船】
機関使用
- 津波来襲までの時間的余裕有り
- i) 【危険物積載船舶】
荷役・作業中止
港外退避
- ii) 【一般船舶（荷役・作業船、漁船を含む。）】
荷役中止
港外避難
津波（1～2 m）程度の場合は係留強化
- iii) 【小型船（プレジャーボート、小型漁船）】
陸揚げ固縛
場合によっては港外退避
(小型船でも十分津波に対応できる海域に避難する時間的余裕が有る場合)
- iv) 【錨泊船、浮標係留船】
港外退避
※上記は標準的なものであり、関係者はそれぞれ、各船の特性や係留施設、船揚場の状況等に応じて対応策を検討しておくこと。
- (5) 港外退避については出港準備が整った船舶から順次行うことを原則とするが、2次災害防止に留意し、旅客船、危険物積載船、水先人を必要とする大型船舶が出港する場合には、これらの船舶を優先すること。
- (6) 津波警報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。

	<p>(7) 発災時においては、N T T回線等の通信障害が予想されることから、一斉同報による送信が未着の場合 合であっても、津波警報が発表された場合は、勧告が発出されたものとして、自主的に行動すること。</p>
<p>③ その他 海難の発生その他具体的危険を伴う事由により港長が危険を防止するための措置を講じる必要があると認める事象が発生した場合に発出する。</p>	<p>危険防止のための適宜の措置。</p>

<備 考>

- (1) 津波来襲までの時間的余裕無し：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- (2) 津波来襲までの時間的余裕有り：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- (3) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (4) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (5) 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員、乗客、作業員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。
- (6) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (7) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(3) 警戒勧告及び避難勧告の解除

【発出基準・時期】	【参 考】
<p>次の場合に警戒勧告及び避難勧告を解除する。 小名浜港が強風域を脱した時期、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられる時期、津波注意報が解除される時期又は港内が平穏になる等、安全な港内停泊が可能となった場合。</p>	<p>【参考：発出内容例】 ○○日○○時○○分をもって警戒勧告又は避難勧告を解除します。 ※入港操船も含め、港内停泊の安全性を十分に確認のうえ入港すること。</p>